

日本小児整形外科学会認定医制度規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 日本小児整形外科学会（以下、「本会」と略す）では、整形外科的治療を要する子どもを、小児整形外科を専門とする医師に適切につなぐ事で、最適な小児整形外科診療を提供するため、日本小児整形外科学会認定医制度（以下、「認定医制度」と略す）を発足する。

第2条 小児整形外科は整形外科医療における重要な分野の一つであり、出生前・新生児期から小児期に特有な整形外科疾患の診断・治療を行う。診断・治療にあたっては、専門的知識と技術が必要となる。認定医制度では、小児整形外科に関する基本的または最新の知識の修得を通して会員を育成し、国内における安全で標準的な小児整形外科医療の実践に寄与し、国民の健康維持に貢献することを目指す。

(名称)

第3条 認定医制度により認定された医師を、日本小児整形外科学会認定医（以下、「認定医」と略す）と呼称する。

(専門医制度委員会)

第4条 「認定医」の認定及び更新を行うため、日本小児整形外科学会専門医制度委員会（以下、「専門医制度委員会」と略す）を設置する。

- (1) 委員長は本法人の評議員の中から担当理事が選任し、理事会の承認を得る。
- (2) 担当理事および委員長は本法人の評議員の中から委員を指名し、理事長が委嘱する。

第2章 認定医

(認定医の認定)

第5条 「認定医」の認定手順は以下のとおりとする。

- (1) 「認定医」申請審査は年1回行う。
- (2) 「認定医」申請者は、指定された書類を記載し学会に提出する。
- (3) 「認定医」申請時に、所定の審査料を払い込む。
- (4) 専門医制度委員会が申請者の認定審査を行う。
- (5) 「認定医」と認定された者には、本会が認定料の払い込みを確認後に認定証が交付される。

(認定に必要な条件)

第6条 「認定医」として必要な条件は以下のとおりである。

- (1) 日本整形外科学会（日本専門医機構）認定整形外科専門医である。
- (2) 申請時まで3年間以上の本会会員歴を有し、会費滞納がない。
- (3) 認定医申請に必要な要件を満たしている。

(認定の期間, 更新条件)

第7条 「認定医」の更新は5年ごととし, 必要な条件は以下のとおりである.

- (1) 更新まで5年以上本会会員歴を有し, 会費滞納がない.
- (2) 過去5年間に認定医更新に必要な要件を満たしている.

(喪失)

第8条 「認定医」は, 以下に該当するときは, その資格を喪失する.

- (1) 「認定医」の更新を行わなかったとき.
- (2) 「認定医」を辞退する届けを, 専門医制度委員会に提出したとき.
- (3) 本会を退会したとき.
- (4) 日本整形外科学会(日本専門医機構)認定整形外科専門医資格を喪失したとき.
- (5) 「認定医」にふさわしくないと考えられる行為が認められたとき. これには医療行為のみでなく, 社会的行動, あるいは認定医申請時の不正も含む.

第3章 認定医制度規則の変更

第9条 認定医制度規則の変更にあたっては, 社員にパブリックコメントを求め, これを参考にして理事会で審議し, 議決する.

第4章 細 則

第10条 認定医制度規則の実施にあたっては別途細則を作成し, それに基づいて運営する.

第11条 本制度発足にあたっての移行期の措置については, 細則で規定する.

附則: 本認定医制度規則は2022年5月19日より施行する.

日本小児整形外科学会認定医制度細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は, 本会認定医制度規則第10条にもとづき, 日本小児整形外科学会認定医制度(以下, 「認定医制度」と略す)の実施・運用に必要な事項を定めることを目的とする.

(細則運営機関)

第2条 この細則の実施・運用にあたっては認定医制度規則第4条で定める「専門医制度委員会」が担当し, 諸事務事項を円滑に運営する.

日本小児整形外科学会認定医制度規則・細則2022年5月19日施行

第2章 認定医の申請と更新

(認定医申請)

第3条 認定医申請時に必要な条件は以下のとおりとする。
認定医申請にあたっては、以下の要件を満たす必要がある。

(1) 本会学術集会の参加

申請前5年間で2回以上の参加を必須とする。

(2) 本会研修会の参加

申請前5年間で1回以上の参加を必須とする。

(3) 本会学術集会において過去5年間に主演者学会発表1回以上、または日本小児整形外科学会雑誌もしくはその他の雑誌で、小児整形外科に関する日本語または英語の主著者論文1編以上(主著者論文については期間を問わない)。

(認定医更新)

第4条 認定医更新時に必要な条件は以下のとおりとする。
認定医更新にあたっては、以下の要件を満たす必要がある。
更新前5年間に、

(1) 本会学術集会に2回以上参加すること。

(2) 本会研修会に1回以上参加すること。

第3章 認定医申請・更新時の特例措置

(評議員)

第5条 本会評議員または名誉会員、功労会員は、学会におけるその指導的立場を配慮し、特例として認定医申請時の条件は問わない。更新時には、一般会員同様に更新前5年間に、2回以上本会学術集会に参加することを条件とする。しかし、更新時の特例として、本会学術集会の参加以外の条件は問わない。

(その他)

第6条 出産・育児、留学、疾病による療養などの理由がないにもかかわらず、更新に必要な条件を取得できなかった場合、1年間を猶予期間として次年度に申請することができるが、本来の更新申請期間中に更新猶予申請書を専門医制度委員会に提出するものとする。専門医制度委員会において更新期間の猶予を個別に審議する。

第7条 出産・育児、留学、疾病による療養などで必要な条件を満たすことができない場合は、1年間または2年間を猶予期間とすることができるが、本来の更新申請期間中に更新猶予申請書を専門医制度委員会に提出するものとする。専門医制度委員会において更新期間の猶予を個別に審議する。

第4章 認定医申請・更新審査

(認定医申請時提出書類、他)

第8条 認定医申請時の提出書類は以下のとおりとする。

- (1) 申請書
- (2) 日本整形外科学会（日本専門医機構）認定整形外科専門医認定証（写）
- (3) 本会学術集会への参加を証明するもの。参加証（写）を基本とし、ない場合には主催者発表があれば、抄録集の表紙（いつの学会かわかるもの）と該当抄録頁の写で代用。
- (4) 本会研修会受講証（写）
- (5) 本会学術集会での発表を証明するものまたは論文（写）。抄録集の表紙（いつの学会かわかるもの）と該当抄録頁の写、または論文1ページ目（写）。
- (6) 認定審査料1万円の払込受領書（写）
（認定医更新時提出書類、他）

第9条 認定医更新申請時の提出書類は以下のとおりとする。

- (1) 申請書
- (2) 本会学術集会への参加を証明するもの
- (3) 本会研修会の受講証（写）
- (4) 更新審査料1万円の払込受領書（写）
（認定医認定料）

第10条 認定医に認定された者は、本会に認定料1万円を納付する。

第11条 認定医承認通知送付後、1か月以内に所定の認定料を納める。認定料納付確認後に、本会認定医認定証を発行する。認定期間は5年間とする。

（認定医申請・更新申請期間及び審査期間）

第12条 初回認定医申請及び更新申請は毎年6月1日より7月31日までとする。審査結果は、翌年1月に認定医承認を通知する。

第13条 認定医申請及び認定医更新申請受理後、専門医制度委員会において速やかに審査を行う。審査結果は当該年度の理事会に報告し、社員総会で承認を受ける。

第5章 補 則

（改定）

第14条 本細則の改定にあたっては、専門医制度委員会で討議・提案し、理事会で審議し議決する。

（発効）

第15条 本細則は2022年5月19日をもって発効する。

附則：

(1) 専門医制度委員会は、本会研修会受講者が小児整形外科全般において最新の標準的知識が得られるように、研修会開催者及び本会教育委員会と緊密に連携をとる。